

憲法 9 条改悪反対で一致

「共謀罪」廃案、加計・森友疑惑の徹底究明を

4 野党党首会談

しんぶん赤旗 2017 年 6 月 9 日(金)

日本共産党の志位和夫委員長、民進党の蓮舫代表、自由党の小沢一郎共同代表、社民党の吉田忠智党首の 4 野党党首は 8 日、国会内で会談し、安倍晋三首相が憲法 9 条に別項を設けて自衛隊を明記する改憲を行うと宣言するもとの、「安倍政権の下での憲法 9 条の改悪に反対する」ことをはじめ、当面する政治課題での対応とともに、次期総選挙における 4 野党の協力について合意しました。日本共産党の小池晃書記局長、各党の幹事長が同席しました。

総選挙の協力を加速

4 野党は「この間の党首会談の合意を尊重し、実行するために引き続き努力する」ことで一致。当面する政治課題として 9 条改悪反対、「共謀罪」法案の廃案、「加計学園」「森友学園」疑惑の徹底究明のために全力をつくすことを確認しました。

「共謀罪」法案の廃案をめざして「共謀罪 NO！実行委員会」と「総がかり行動実行委員会」が 13 日に日比谷野外音楽堂（東京・千代田区）で主催する大集会に、主催者の要請を受けて、4 野党党首がそろって参加する方針を確認しました。

次期総選挙について 4 野党は、安倍政権の打倒をめざして、「できる限りの協力を行う」との昨年 9 月の合意にもとづき協議を加速させ、「4 野党が協力して候補者調整を行い、一致したところを順次発表する」ことで合意しました。

また、今国会での安倍内閣不信任決議案の扱いについて「提出も視野に入れて、4 野党として緊密に連携して対応する」としました。

志位委員長は会談で、「安倍首相が 9 条改憲を公然と宣言するもとの、4 野党の『安倍政権のもとでの憲法 9 条の改悪に反対する』という合意が得られたことは大変重要だ」とその意義を強調。「共謀罪」や「加計」「森友」疑惑の問題で、政府が国会でまともな答弁も調査もせず、証人喚問にも応じないもとの、「徹底審議と国民運動によって相手を追い詰め、『共謀罪』法案の廃案をかちとっていくために力をあわせたい」と表明しました。

次期総選挙での協力について、志位氏は会談で、「一步踏み込んで選挙協力を加速する方向を確認したことは大変大きな意味をもつ」と指摘。実際に選挙協力を進めるうえでは、▽共通政策・共通公約について豊かなものをつくりあげていく▽相互推薦・相互支援をやってこそ「本気の共闘」がつかれ、相手に勝つことができる▽政権問題について協議の中で前向きの合意を得ることをめざす—という日本共産党の立場をあらためて表明し、「そういう立場で今後、協議に積極的に臨んでいきたい」と述べました。

4 野党党首会談の合意

8日の日本共産党、民進党、自由党、社民党の4野党党首会談で確認した事項は次の通りです。

◇

一、当面する課題について

- 1、この間の党首会談の合意を尊重し、実行するために引き続き努力する。
- 2、安倍政権の下での憲法9条の改悪に反対する。
- 3、「共謀罪」廃案めざし、院の内外で共同して闘う。
- 4、加計学園・森友学園疑惑の徹底究明のため全力をつくす。

二、次期総選挙における野党4党の協力について

次期総選挙は、新しい区割りの下で行われることになる。安倍政権の打倒をめざして全力をあげる。

民進党、日本共産党、自由党、社民党の野党4党は、次期総選挙で「できる限りの協力を行う」との昨年9月の合意に基づき、協議を加速させ、4野党が協力して候補者調整を行い、一致したところを順次発表する。

主張

緊迫「共謀罪」法案

力を合わせて4度の廃案必ず

しんぶん赤旗 2017年6月9日(金)

通常国会会期末の18日が迫る中、「内心」を処罰対象にする憲法違反の「共謀罪」法案をめぐる審議が緊迫しています。安倍晋三政権は、あくまで今国会で成立させる構えです。審議をすればするほど思想・良心の自由を侵害する法案の危険性が浮き彫りになり、どの世論調査も、政府の説明に納得していない国民は多数です。法曹関係者、宗教者やジャーナリスト、環境保護団体など幅広い団体・個人も次々と反対の声を上げています。国際的な批判も寄せられています。国民の人権にかかわる重大な法案を、民意に逆らって強行することは許されません。

「民主主義を窒息させる」

「市民監視は許さない!」「テロ対策とうそつくな!」一国会前では連日取り組まれる行動に参加する人たちの声が響きます。行動は国会周辺だけでなく、埼玉での大規模集会、各地の弁護士会が呼びかけたパレードなど全国津々浦々に広がりを見せています。法案反対署名は約145万人に達するなど急速にすすんでいます。

国内の法律・人権団体、作家やジャーナリストなどは早くから反対声明などを発表していますが、今月5日には2万6000人以上の作家らが参加する国際組織「国際ペン」が会長名で「日本における表現の自由とプライバシーの権利を脅かす」「国民の基本的な自由を深く侵害する」と法案反対を表明しました。先の国連人権理事会の特別報告者からの警告の公開書簡に続き、「共謀罪」法案が国際的にみても極めて特異で危険な中身であることを示すものです。

国際環境NGO団体が、政府による環境破壊に声を上げることも捜査・監視の対象にされると指摘し「市民社会を抑圧し、民主主義を窒息させる」と訴えていることや、宗教者団体が「戦前から戦中にかけて、『治安維持法』によって『信教の自由』を侵害され、宗教活動が弾圧されてきた歴史と経験」を踏まえ、「『治安維持法』と同様に、捜査機関及び政府に濫用される可能性がある」と強調していることも重要です。いくら安倍政権が「一般の人には関係ない」と繰り返しても、国民のさまざまな分野に重大な脅威となる法案の本質をごまかすことはできません。

国会審議では、法案が政府のいうような「テロ対策」にはならず、「国際組織犯罪防止条約（TOC条約）」の締結に必要がないことなどがいよいよ明確になっています。環境保護団体などでも捜査当局が「隠れみの」とみなした場合は、「共謀罪」の処罰対象になるという大問題も浮上しました。

国民の相次ぐ批判、世界からの厳しい警告に何ら答えようとせず、成立ありきで強行を

狙う政府・与党に全く道理はありません。

国会内外の連帯強めて

日本共産党、民進党、自由党、社民党は8日の党首会談で、安倍政権下での9条改憲反対、「共謀罪」法案廃案、「加計」「森友」疑惑究明などに全力を尽くすことで一致しました。今週末から国会周辺では市民の多彩な行動が行われます。「共謀罪」法案は世論の力で過去3回廃案にした経験があります。市民と野党の共闘をさらに発展させ国会内外のたたかいを結んで安倍政権を追い込み、憲法違反の「共謀罪」法案を今度も廃案にしようではありませんか。

友人の集まり 「共謀罪」対象

「組織的犯罪集団」 要件極めて曖昧

参院委で山添議員

しんぶん赤旗 2017年6月9日(金)

政府が“処罰されるのは組織的犯罪集団に限られる”と説明してきた「共謀罪」法案で、どんな集まりが組織的犯罪集団と見なされるかが極めて曖昧で、一般人が当局の判断次第で捜査や処罰の対象とされる危険性が浮き彫りになりました。8日の参院法務委員会で、日本共産党の山添拓議員が追及しました。

政府はこれまで、テロ集団や暴力団を例示し、すでにある強固な組織だけを取り締まるかのようなイメージを流布してきましたが、それが覆された形です。

山添氏は、複数人で行われる犯罪について、共犯と組織的犯罪集団の違いは何かを問いました。共犯なら計画の段階では処罰されない一方、組織的犯罪集団と見なされれば共謀罪の対象となり、計画段階で直ちに罪に問われることとなります。

法務省の林真琴刑事局長は、組織性があるか否かだと答弁。現行法の「団体」と、本法案の「組織的犯罪集団」の要件に当てはまるか、つまり「継続的結合体」かどうかや、指揮命令関係や役割分担があるかどうかをみると、長々と述べました。

山添氏は、「継続的結合体に当たるために、どんな事実が必要なのかを一切言っていない」と批判。2008年の神戸地裁判決を例に、裁判の現場では、振り込め詐欺グループが「団

体」と認定されていることを示し、「3人組にリーダーがいて、一定の役割分担があれば、団体にも組織的犯罪集団にも当たる」と述べました。この裁判で弁護側は「単なる友人の集まり」だと主張したものの、地裁は「団体」と認定しました。

山添氏は、実務では緩やかに認定されており、政府答弁と矛盾するとして「処罰されるか、されないかの境目が大変あやふやだ。本法案の本質的な問題だ」と批判しました。

特集ワイド

「世直し改憲論」の浅はかさ 「自衛隊、米への従属強まる」 特効薬にはなり得ぬ

毎日新聞 2017年6月8日

「憲法改正で日本再生」「改憲が新時代を開く」――。改憲を目指す安倍晋三首相や、それに同調する人たちは「改憲で世の中が変わる、良くなる」という期待感を漂わせる。保守系論壇には、そんな「世直しムード」があふれているが、本当か？【吉井理記】

1981年、週刊誌「朝日ジャーナル」（5月22、29日号）にこんなスクープが載った。

憲法制定史に詳しい独協大名誉教授、古関彰一さんが、50年代の米公電や公開された米議会の機密文書を掘り起こし、当時の吉田茂首相と米側とで「有事の際は米軍の指揮下に入る」との合意の下に自衛隊（とその前身の警察予備隊、保安隊）が創設されたことを明らかにしたという記事だ。

日本政府が合意について現在も明言を避けているせいか、広く国民に知られている事実とは言いがたい。その自衛隊、安倍首相が「憲法9条で存在を明記する」と宣言したことをどう見るか。記事を片手に古関さんを訪ねると、占領史研究の泰斗は本気で嘆き、怒っていた。

「自衛隊は米国の指揮下にある、ということは当時の米側資料に何度も出てくる。極めて重大な問題ですが、あれから30年以上たつのに国民への情報公開や議論がされていない。研究者やメディアの怠慢です」

改憲論の主張の一つが「憲法、特に9条は連合軍総司令部（GHQ）に押し付けられ

た。9条を変えれば本当の独立国になる」というものだ。例えば、日本のこころ代表の中山恭子参院議員は2015年11月の集会で「現憲法に忠実である限り、独立国家の体をなさなくなる」（保守団体・日本会議の機関誌「日本の息吹」16年1月号）などと発言している。しかし、古関さんは、自衛隊の歴史と矛盾すると考える。

「戦後の自衛隊は、米文書の『合意』通り、一貫して米国への従属を強めてきました。安保関連法にうたわれた『後方支援』が良い例です。こんな状況で自衛隊を事実上の軍とすればどうなるか。『独立国』どころか、いよいよ米国の戦争に使われるようになることは明白です。それが本当に日本の安全につながるのか。憲法論の前に、そうした議論こそ必要なのです」

「9条改正＝独立国」論だけではない。「新しく憲法を作っていくという精神が新しい時代を切り開く」（安倍首相、15年11月10日、改憲集会へのビデオメッセージ）、「（憲法改正で）世界に誇れる国に生まれ変わる」（ジャーナリスト・桜井よしこ氏、15年「美しい日本の憲法をつくる国民の会」パンフレット）といった「精神論」も保守論壇ではおなじみだ。

「昔の僕もそう思っていたね。現憲法は諸悪の根源。憲法を変えれば日本が良くなる、と。今から考えるとばかばかしいが」としみじみ語るのは、民族派団体「一水会」創設者、鈴木邦男さん（73）だ。かつては「大日本帝国憲法復元」を訴える武闘派だったが、現在は「憲法を変えるより、現憲法のほうがまだましだ」という。

「作家の三島由紀夫も『自衛隊は米国の傭兵（ようへい）になってはだめだ』と言ったが、今の自衛隊はまさにそれを目指しているとしか思えない。何より改憲を訴える人の多くが『憲法依存症』とでも言おうか、いろんな問題を憲法を変えれば解決する、と考えているが、むなしいよ」

鈴木さん自身、右翼活動をしてきたからよく分かる、と振り返るのだ。「論壇でも運動でも、何か敵を設定して『あいつが全部悪い』とやる。憎悪は人をまとめますから。僕らの場合、それが憲法だった。犯罪が多い、社会が乱れている、失業者が多い、他国にバカにされる。すべて憲法のせいだ、と。昔の左翼が『革命すれば社会が良くなる』と言っていたが、同じだよ。現実の問題は憲法ではなく、国民が解決するしかないのに」

北朝鮮や中国が軍事力を増強する。怖い。中国経済が日本を脅かす。くやしい。憲法を変え、軍隊を持てば、他国からバカにされず、誇れる国になる。鈴木さんはそんな「鬱屈」を改憲論に感じる、という。

「そんな空虚なムードに流されて憲法を変えていいのか。12年に自民党が作った改憲案、僕はどう考えても今より国民の権利や自由を制限する内容にしか思えない。現に安倍政権下で特定秘密保護法ができ、今度は『共謀罪』ですよ。中国や北朝鮮に対抗するために、自由のない中国や北朝鮮に近づく。僕は国民一人一人の人権や自由をより強くすることこそ、『強い国』づくりになると思うんだが」

憲法問題を追ってきたジャーナリストの意見も聞いてみたい。斎藤貴男さんは、ここ数十年、月刊誌などで改憲の動きを取材してきた。「これだけ格差が広がって社会に閉塞（へいそく）感があると、国民も何か目新しいこと、例えば改憲論に飛びつきたくなる、ということなのではないでしょうか」

斎藤さんが振り返るのは、月刊誌「論座」で07年1月号に掲載された赤木智弘さんの『丸山眞男』をひっぱたきたい 31歳フリーター。希望は、戦争。」だ。フリーターとして低賃金労働に甘んじる赤木さんのような若者が現状を打開するには、戦争でも起きて社会が混乱すること以外ない、と訴えた。改憲を求める声にも、そんな「リセット願望」を感じる、という。

「憲法を変えても、状況は良くなるはずがありません。あの戦争で現憲法になりましたが、安倍首相をはじめ、国会議員は大日本帝国憲法時代の支配層の2世、3世だらけじゃないですか。仮に戦争したって、損をするのは若者たちです。特効薬はない。感情に走らず、まともな言論を積み重ねて社会を良くしていくしかないんです」

70年前の憲法施行時、当時の政府関係者らで作る憲法普及会が、国民向けに発表した「憲法音頭」がある。鈴木さんが教えてくれた。こんな歌詞だ。

♪古いすげ笠（がさ） チョンホイナ さらりと捨てて 平和日本の 花の笠 飛んできたきた うぐいすひばり 鳴けば希望の虹がでる ソレ

難しい条文の解説は一切なし。誰に遠慮せず、踊りが踊れるような自由と平和の喜びを、ひたすら歌い上げた。

前出の古関さんは「私たちはどういう決意で、なぜこの憲法を持つことに至ったのか。どの条文をどういじるか、ということより、憲法施行70年の今だからこそ、その70年前の原点に立ち戻って考えることが必要ではないでしょうか」と力説する。

憲法音頭はその意に反してさっぱり普及しなかったが、「平和日本の花の笠」たる憲法はどうだろう。少なくとも、ムードに流され、さらりと捨てられるようなものでは、もはやないはずだ。

日本年金の受給条件が変更＝資格期間が 25 年から 10 年に

ニッケイニュース 2017 年 6 月 9 日

日本で今年 8 月から改正年金機能強化法が実施され、年金受給のために必要な「資格期間」が 25 年から 10 年に短縮された。日本国外からも年金の請求や年金記録の確認が可能だ。

「資格期間」とは、日本の年金保険料を納付した期間や共済組合に加入していた期間のほか、日本国籍所持者が海外に居住していた期間「空期間」も対象となる。

以上の期間を合計して 10 年に満たない場合でも、日本が「社会保険協定」を締結している国の年金加入期間を持っている人は、通算措置により日本の年金を受給する権利を得られる可能性がある。日伯間も協定が締結されているため、伯国の年金制度に加入していた期間を日本の年金加入期間とみなすことができる。

年金を請求する際は、日本年金機構のインターネットサイト (<http://www.nenkin.go.jp/index.html>) からダウンロードした年金請求書に記入。必要書類を添え、日本への最終住所地を管轄する年金事務所に提出すること。

今回の改正により初めて受給資格を満たす人（10 年以上 25 年未満の人）は、8 月に年金を受給する権利が発生するため、申請は 8 月以降、受け取りは 9 月からとなる。

遺族・障害・老齢年金の受給要件は変更なし。

年金記録の確認はねんきんネット (https://www.nenkin.go.jp/n_net/)、問い合わせはねんきんダイヤル (+81・3・6700・1165) まで。